三　府令附則第二条第一項に規定する内閣総理大臣が認める地方公共団体の児童手当システムに係る帳票要件の標準は、別表第二のとおりとする。

四　府令附則第二条第一項の規定により、別表第二の左欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、右欄に掲げる帳票要件の標準については、告示別表第二の適合基準日は、令和十一年四月一日とする。

五　府令附則第二条第二項に規定する内閣総理大臣が認める地方公共団体は、北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、山形県天童市、山形県中山町、山形県西川町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県南会津町、福島県三島町、福島県三春町、茨城県古河市、茨城県石岡市、茨城県結城市、茨城県下妻市、茨城県常総市、茨城県笠間市、茨城県取手市、茨城県つくば市、茨城県ひたちなか市、茨城県守谷市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県稲敷市、茨城県かすみがうら市、茨城県桜川市、茨城県神栖市、茨城県行方市、茨城県鉾田市、茨城県茨城町、茨城県大洗町、茨城県城里町、茨城県東海村、茨城県大子町、茨城県美浦村、茨城県阿見町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、茨城県境町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県須賀川市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、栃木県小山市、茨城県筑西